

第一回議院
商工委員会議録 第十五号

昭和三十年五月二十日(金曜日)
午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君

理事首藤

新八君

理事山手

満男君

理事長谷川四郎君

理事内田

常雄君

理事永井勝次郎君

理事中崎

敏君

阿左美廣治君

大倉

三郎君

菅野和太郎君

笠本

一雄君

田中

彰治君

森山

欽司君

鹿野

彦吉君

小平

久雄君

片島

港君

田中

武夫君

八木

昇君

菊地

義之輔君

松平

忠久君

出席政府委員

通商産業大臣

出席國務大臣

官(重)工業事務官

官(重)工業事務官

中小企業局長官

委員外の出席者

柳井

孟士君

官(重)工業事務官	蒲谷 友芳君
官(中)小企業事務官	蒲谷 友芳君
振興部長	秋山 武夫君
通商産業事務官	馬郡 厳君
金融課長	谷崎 明君
通商産業課長	畠 賢二君
専門員	越田 清七君
専門員	円地 与四松君
専門員	菅田清治郎君

五月十九日

委員選任

委員選任について、その補欠として下川儀太郎君が議長の指名を委員に選任された。

同月二十日

委員下川儀太郎君辭任

委員下川儀太郎君辭任につき、その補欠として櫻井奎夫君が議長の指名を委員に選任された。

本日の会議に付した案件
参考人招致に関する件
計量法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二号)

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第三〇号)

計量法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二号)

鉛筆工業金庫法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二三号)

通商産業事務官の法律案
(内閣提出第一二号)

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四号)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五五号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

日程に入り、計量法等の一部を改正する法律案、自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、質疑を許します。質疑は通告順によつてこれを許します。田中

武夫君。

○田中(武)委員 先日の計量法に関する質疑に引き続いて質問いたしたいとおもいます。

計量法の改正を簡単に考えられておるようではありますけれども、計量行政は国民経済生活の秩序維持の根本をなすものであつて、重要なものであると思ふのです。従つて計量行政は政府において一元的統一運営が最も必要であるとおもつのであります。この改正によつて一元的運営を根本から混乱させるとおもつてゐるのであるよう思ふが、そういうことにならぬのかどうか。

○鈴木(義)政府委員 ただいま御質問の点であります。この法律の改正が一元的な統制を乱さないかというお話をあります。問題の点は手数料を地方に移譲することを御懸念されてのこゝと存するのであります。これにつきましては、たしかこの前の前委員会でも御説明申し上げたと存じますが、手数料を地方に移譲いたしましても一元的

統一の方針は十分保持していきたまざいます。

○田中(武)委員 われわれが一番懸念しているのは、いわゆる地方差が生じないかということなのです。もし地方差が生じるような事態があれば、高度の技術と経験を要する企業合理化の計量器の製造、販売、使用等は著しく渋滞し、その企業の存続が危殆に陥るおそれがあるばかりでなく、せつかく現在推進されつつあるわが国の産業振興の根本要件である各種産業の合理化もまた中途半端に終るようなことになりかねません。これからこれの取締りに関する規定は全部法律で規定してある次第でございます。しかしながら実際面でそういう点があるいはまちまちになるということをできるだけ防ぐために、先般申し上げました通り、計量法に調査官制度といふものを設けまして、検定、取締りに不服のあった者は再審議の道が開かれおるわけござります。これによりまして全国的統一の方針を十分間違ひのないよう実施することができましたとともに、これもすでに御説明いたしましたが、これが十分教育して、実際計量の行

いことを期しておるわけでござります。

○田中(武)委員 まだいま御質問についてのお話がございましたが、全國的統一の方針をつくまでも実施するため、從来会合も開いていろいろ打ち合せましたし、この法案を提出する際にも、特に府県の責任者を集めま

して、この法案の実施の結果そういうふうに地方がまちまちにならないようについて十分誓約を得ております。それでわれわれとしては責任官を十分教育して、実際計量の行

わゆる普通のはかりは比較的小資本、小規模の業者で大部分作られておる。こういうことによつて、その上いたずらに業者ができれば、乱立分散の機運を助長して業者の経済的基礎を薄弱にし、かつまた生産コスト、販売価格の引き上げを招来するような結果になりはしないか、こういうようなことをおそれのですが、そういう点はどうですか。

○鈴木(義)政府委員 ただいまの御質問は、この結果各府県ごとに新しいメカーカーが増加し、それによって乱立をしやしないかという御心配と思ひます。この点も、この法規の提案の準備をいたしましたときに打ち合せまして、府県からはかようなことは一切ないというふうに確言を得ておるわけあります。われわれとしても今後十分その方針によつて指導して参りますし、またそういうこともないというふうに信じておる次第でございます。

○田中(武)委員 われわれの一番心配しておることは、これは手数料の地方移譲である。これが改正の大きな要點である。こうおつしやつておるのであるが、手数料の地方移譲ということことで、その結果計量行政の地方移管によつて、各地方自治体が勝手な検査をやり、いろいろの主觀による計量行政が行われるために、地方差ができるきやしないか、こういう点を一番心配しております。従つて地方自治団体が要望しておるところの手数料を地方に移譲するという目的を達成することができるか、そういう心配が起らないといつたような方法によるところの改正の仕方はないか、こういうことを伺いたい。たとえば今書つたような二百二

十二条に一項を加えるというああいう条文の置き方でなく、地方財政法と計量法の一部を改正して、そうしてあくまでも計量行政は国家の行政である。これは政府がやるのだ、その費用だけは国家が負担するのだといつたようなりが正の仕方ができやしないか。改正是、計量行政費の全額國庫負担の問題をおっしゃられたのかと存じます。

○鈴木(義)政府委員 ただいまの御質問は、計量行政費の全額國庫負担の問題をおっしゃられたのかと存じます。

ただわれわれといたしましても、そぞうできれば非常に理想的であります。しかし、われわれがやるのだから、その費用だけは国家が負担するのだといつたようなりが正の仕方ができやしないか。改正是、計量行政費の全額國庫負担の問題をおっしゃられたのかと存じます。

○鈴木(義)政府委員 ただいまの御質問では、これが理想的であります。しかしながら、現在当面しております、また今後當面いたします計量行政の円滑な施行の上においてはこれはやむを得ない、こういう手段をとらなければ、これ以外に方法がないということからこれをきめたわけであります。

○田中(武)委員 政府委員に対する質問ではなく、委員長にお願いいたしまいますが、実は質問して答弁を伺つておるのであるが、実際計量法というのほんとうによくわからぬのであります。

○鈴木(義)政府委員 これは年間にいたしまして三億二千八百万円でございます。従いましてその差額は、やはり依然として地方交付税の形をとつてきましたが、二十九年度から地方平衡交付金制度になりました。

○鈴木(義)政府委員 五千万円であります。それから地方の計量行政の費用はどうあります。そこで、これまでの御質問をもつて、まずはか、はつきり交付金が一本にありますから、計量行政は幾らとして計算しておられます。

○鈴木(義)政府委員 それはつまり、計量検査を地方に移譲することによって、計量器の地域差といふことに書いてありますから、これは計量器を作つておる業者の代表とこれに関係しておる労働者の代表でも一つ参考人として呼んでいただきたい。こういうふうに思うのであります。

○鈴木(義)政府委員 まして、ただいまの発言の趣旨を適当に処置いたします。永井勝次郎君。

○鈴木(義)政府委員 あともう一回

さいますが、実際の地方で計上されました計量行政の費用といつもの足りない五千万円強度でございまして、こういふ点は地方の計量行政の円滑な実施に非常に支障があつたということで、何

わざわざとては全額國庫負担の復活を要求をしたのであります。これが地方自治制度の問題あるいは国の補助金の問題、そういう問題とからみ合いまして、その実現が得られない、そのまま遷延すれば計量行政はますます円滑

化を妨げなくてはならぬ。しかし、この方法をとらなければならない。この方法によつてどのくらいの金額が地方に移譲されるのか。それから、実際に検査を要するいろいろな費用といつもの足りない五千万円強度でございまして、このこと

は、先ほど申し上げました通り、検査は、次善の策として、せめて手数料だけは地方に移譲したい、こういうふうなことを考へたわけでございます。こういった例はほかにも、火薬の取締りとか高压ガスとかいうのはやはり同じように手数料を地方に移譲しております。

○鈴木(義)政府委員 いろいろ地方に仕事を移譲するということは、地方の自治体を尊重するというような意味で大へんけつこうなことであります。が、移譲される仕事の内容を見ますと、そろばんに合わないようなものだけを地方にどん

この差は地方自治体の負担といふことになつて、これだけの負担の差額は平たくてどうか。この点についてお尋ねが、現在当面しております、また今後當面いたします計量行政の円滑な施行の上においてはこれはやむを得ない、こういう手段をとらなければ、これ以外に方法がないということが、それが非常に理想的な案ではない。これは政府がやるのだから、その費用だけは国家が負担するのだといつたようなりが正の仕方ができやしないか。改正是、計量行政費の全額國庫負担の問題をおっしゃられたのかと存じます。

○鈴木(義)政府委員 これは年間にいたしまして三億二千八百万円かかるか、この点についてお尋ね

後ほどその基準を参考に御提出願いたい。

第二に伺いますが、施行者の収入は、通産当局の御説明によると、二十一年度が五十三億数千万円、三十一年度においてもやはり五十七、八億円くらいになるのじやないかという御説明であつたのですが、それらの使途について、大体今までどう使われておるか、参考書類が出ておりますが、一体この使途につきましては、自治廳としてどのようにやつておられるのかどうか、この点を承りたい。

○後藤政府委員 競輪で上りました収益のうち、一般会計に繰り入れる分につきましては、やはり公共事業に使うような指導をいたしております。

○小平(久)委員 一般会計に繰り入れるといふことは、どういうことですか。○後藤政府委員 大体特別会計になつておりますが、収益が一般会計に入りますと、一般財源という格好になつて参ります。その場合にはやはり公共事業に使う、学校、道路、河川とこまかに指導致いたしております。

○小平(久)委員 そうしますと、最初に地方自治体が施行者団体にならうとかじめの計画書によつて施行者を許可は大体どうなる、収益があつた場合にはどういう方面に使う、そういうあらかじめの計画書によつて施行者を許可しておるのではないですか。

○後藤政府委員 先ほど申しました財源の不足をおるという意味は、やは

りそれに見合つた財政需要があつて財源が不足する、こういうふうに考えております。従つて財源が不足しておるか

どうかということを判定する場合に、それに必要な財政需要というものが一方にある。道路とか学校というような建設の費用が要る。しかし十分の財源がないといふので、その財源の補填をするために、競輪とか競馬をやる、こ

ういうふうな格好になるわけであります。従つて財源不足ということを財政上予定しての話でありまして、収益は予定した財政需要に持つて行く、こう

ものは、都道府県が十八、指定市町村が百七十一、合計百八十九だけあります。従つて、こういう資料が出ておりますが、私の考えによると、一体全国の市町村——県はしばらくおきましたが、百七十、一千九十九だけあります。従つて、こういう資料が出ておりますが、私の考えによると、一体全国の市町

村——県はしばらくおきましたが、百七十、一千九十九だけあります。従つて、こういう資料が出ておりますが、私の考えによると、一体全国の市町

村——県はしばらくおきましたが、百七十、一千九十九だけあります。従つて、こういう資料が出ておりますが、私の考えによると、一体全国の市町

こうとう考へである。こういうことになりますと、私はそういう先のこと

を考えても、この施行者を従来のままではやつていくことはどうかという気がいたすのであります。そういう点について自治廳としての御所見をこの際承わつておきたい。

○後藤政府委員 私どもいたしましては、やはり地方団体の財源というのは、正規の一般財源、税で与えるのだと、いう観点に立つております。かよ

うな収益を得るために地方団体が事業をするということは、変則な行き方であります。従つて競馬、競輪その他の収益事業そのものは、これは公営事業のうちでも、従来の公共団体に最もふさわしい事業と考えております。従つて競馬、競輪その他の収益事業そのものは、これは公営事業のうちでも、従来の公共団体に最もふさわしい事業と考えております。従つて競馬、競輪その他の収益事業そのものは、これは公営事業のうちでも、従来の公共団体に最もふさわしい事業と考えております。

○小平(久)委員 それからもう一つ、おっしゃいましたようにある特殊な団体、競輪で申しますと「百くらいの団体が、特殊な利益を得ておるということは、これは全体の四千九つの市町村のうちでもやはり一つの問題である。従つてできるだけその利益を均等にするところの方式をもう考へてもいい段階ではないか、かよ

うなことを私は通産省の方々にも申し上げております。つまり特に苦

て償却の完了を待つというのも一つの考え方ではないか。従つて一挙にこれ

をやめるということではなくて、何年かでやつていくことはどうかという気がいたすのであります。そういう点について自治廳としての御所見をこの際承わつておきたい。

○後藤政府委員 私どもいたしましては、やはり地方団体の財源というのは、正規の一般財源、税で与えるのだと、いう観点に立つております。かよ

うな収益を得るために地方団体が事業をするということは、変則な行き方であります。従つて競馬、競輪その他の収益事業そのものは、これは公営事業のうちでも、従来の公共団体に最もふさわしい事業と考えております。従つて競馬、競輪その他の収益事業そのものは、これは公営事業のうちでも、従来の公共団体に最もふさわしい事業と考えております。従つて競馬、競輪その他の収益事業そのものは、これは公営事業のうちでも、従来の公共団体に最もふさわしい事業と考えております。

○小平(久)委員 自治廳のお考へもわかれと同じような考へを持っておられますようですが、ただいまお話をうが、今答弁から申しますと、施行者というものの許可、これは償却等の関係も見合ひながら、とにかくこの競輪が行なわれておる以上は、これが望ましいものでないことは申すまでもない

うが、今の答弁から申しますと、施行

るるわけであります。そういう団体間の問題がござります。話し合いさえつけば、できるだけ広く認めてやつて、利益を均等化した方がよろしい、

それが、すでに施設の許可是このままで切つて、何年先にはやめますか。それでやついくことはどうかということが考へても、この施行者を従来のまま

いたすのであります。そういう点について自治廳としての御所見をこの際承わつておきたい。

○後藤政府委員 私の申したのは、も

ちろん競輪場そのものの新設を広く認めるというのではなくて、従来施行者に入つておるものと、これをなるべく多くの市町村に分ち与えるような方式であります。そこで政務次官に伺いますが、今

の新設はやらぬ、これははつきりし

ういつた特殊な収入を得ておるという

ことは、もうそろそろ清算というか、再検討を要するのではないか、こういう意味なんです。大体自治庁の方でも同じような考え方の御答弁があつたわけがありますが、これをどうするかといふことについては通産省にも当然これは協議があると思いますから、通産省としてはどういう考え方を持つておるかといふことを聞いておるわけあります。

○農村政府委員 お答えいたします。今の施行者の問題につきましては、自治庁の方で所管いたしておりますので、そちらの意向に従つてこちらは御意向に沿つていくような方向に進めしていくことに相なろうと思ひます。

○小平(久)委員 その相談のことはわかつてゐるので、相談があるといふ以上は、通産省でも、その主管ではないが、通産省としてはこんなふうに考へるくらいの意見を出すのではないか。だから通産省としてはどうですか、こう伺つておるわけです。

○鈴木(義)政府委員 大体自治庁の方から答弁された気持と同じような気持でわれわれは考えていきたいと考えております。

○小平(久)委員 その点は大体そういう方向を厳守してもらいたいと思う。大臣が来たから、大臣に一点だけ承りたいと思う。実は大臣御承知の通り、競輪関係の施行者というものは、都道府県、それから市町村においては、自治庁長官が人口とかあるいは財政状況等を勘案して許可を与えていられるわけです。ところが現在それが幾つあるかというと、これは大臣御承知で

しょうが、都道府県が十八、それから

指定市町村、施行者となる市町村が百七十一、合せまして百八十九だけが施行者になつてゐるわけです。これらの地方公共団体が二十九年度において約五十三億の収入があつた。それから三十年度においては、大臣のおつしやられる通り約五十八億くらいの収入があるだろう、こういうお見込みですね。

私の考えでは、このよだんな現状というものは、地方財政の窮屈ということがほとんど普遍的になつてゐる今日の状況においては果してどういうものか、実はそういう気がするのです。競輪と

競輪場は許可しない方針であります。それがしながら現在ある競輪場をやつておるということは今でもやって

ありますし、なお今後希望があれば広く利用させるというつもりであります。

○小平(久)委員 大臣の答弁通り、施設者以外の地方公共団体もやつてゐることは承知しているのです。それを含めてなおかつ百七十一の市町村ぎり

まで承知しておりますが、二十三年以來ですから、すでに今日競輪が始まってから數年たち、時日も経過しております。競輪場そのものをふやせといふ

こと、それでは今日の段階ではまだ私は不

満足し、財政事情は御承知の通りであります。從つて私は施行者というものは今後広くやらせる、ねらいは施行者である。競輪場そのものをふやせといふ

意味ではない。要するに五十数億の財源といふものとなるべくあまねく地方団体に行き渡るような方途をこの際はもう考へていい段階ではないか。特定のわずか百数十の地方公共団体がこういった収入をとにかく得ておるという

ことは、もう時勢に合わなくなつてしまつてゐるので、ないかといふ気がするのです。この点について自治庁の方の考へているところは大体同じような考え方で、だと思ひますが、よく自治庁と相談いたしまして御趣旨に沿うようにいたします。

○小平(久)委員 そこで今度法的に審議会が作られるという、これはこの間からの説明によると、今後競輪自体を継続すべきかどうかといふことまで検討してもらひのだというお話でありま

際御所見を承わっておきたい。

やらざるを得ないだらうといふお話を

よだんだから、その間においての収入と

いる競輪場をもつと広く利用させることの意味ですね。それは現在も他の

市町村にある競輪場を利用して、競輪を開催するということは、どれだけ行われておるか知りませんが、相当にやつております。それでお話のように、新しい競輪場は許可しない方針であります。しかしながら現在ある競輪場を利用することとは今でもやつて

おりますし、なお今後希望があれば広く利用させるというつもりであります。

○小平(久)委員 大臣の答弁通り、施設者以外の地方公共団体もやつてゐることは承知しているのです。それを含めてなおかつ百七十一の市町村ぎり

まで承知しておりますが、一億円以下一千万円以上の企業に対する融資の問題についてお尋ねしました。

それについて通産省の現在の御方針及び今後の御方針について、それから現

局長にお伺いしたのであります。それが中間の地帶は、これは先ほど申し上げました通り、長興銀その他の一般市中銀行という点において従来考慮しているわけであります。しかしながら開銀は必ずしも一億と限つておりませんが、結果的に見てそれに拘泥しない

といふ点もあるわけでござりますが、その中間の地帶は、これは先ほど申し上げました通り、長興銀その他の一般市中銀行という点において従来考慮しておらず、御指摘のようなギャップは確かにあります。

○鈴木(義)政府委員 これは昭和二十九年度の調べでございます。実は二十九年度まではちょっとトレースできま

せんので、一応申し上げますが、機械工業の設備近代化の資金といたしまして、個々別に見ますと、一千万円未満

のものが約九百六十二件、二十一億、一千五百円以上一億円未満のが七十二件、四億五千円、一億円以上

のものが約九百六十二件、二十一億、一千五百円以上一億円未満のが七十二件、四億五千円、一億円以上

のものが約九百六十二件、二十一億、一千五百円以上一億円未満のが七十二件、四億五千円、一億円以上

は通産省としてあつせんしました数字

でございまして、これ以外にも自分で調達した資金というものは別にあるわけ

あります。金の処分についての監督あるいは審議させるのですが、どういう考えですか。

○鈴木(義)政府委員 それはむろんそうであります。根本的問題も一つ、その

はか競輪の監督、今暫定的にやつておるだけですが、金のやり方とか、その入って参

ります金の処分についての監督あるいは指導というものを審議会でやるつも

ります。金のやり方とか、その入って参

ります金の処分についての監督あるいは指導といふものを審議会でやるつも

あります。金のやり方とか、その入って参

ります金の処分についての監督あるいは指導といふものを審議会でやるつも

あります。金のやり方とか、その入って参

ります金の処分についての監督あるいは指導といふものを審議会でやるつも

あります。金のやり方とか、その入って参

ります金の処分についての監督あるいは指導といふものを審議会でやるつも

あります。金のやり方とか、その入って参

した資金はあるわけでございます。そ

れから、先般も御質問がありました通

のについては長興銀とか一般市中銀行でございまして、これ以外にも自分で

調達した資金というものは別にあるわけ

でございます。別に自己において調達

いたします。

○鈴木(義)政府委員 必ずしも一億と

いうことに限定いたしておりません。

大体大規模なものは開銀に持つてい

るのじやございませんか。

○鈴木(義)政府委員 必ずしも一億と

いうことではありませんが、それは現在

通産省はそういう基準を打ち立ててお

るのじやございませんか。

○森山委員 私どもの聞いておるところでは、一応一億円という線を引い

て、開銀融資の対象には一億円以上のものを対象としておる。それ以下のもについては、通産省のあつせんするのは法律による競輪資金をやつておるということであるのであります。が、開銀の方に話を聞きますと、開銀としては何も資本金を一億円と切ってはおらないというよう聞いておる。ですか、通産省の御便宜でそれをおやりになつておられるのじやないですか。

○鈴木(義)政府委員 この前も申し上

べました。が、大体非常に大きな資金の要るものを開銀に持つていておられるのじやないですか。

○鈴木(義)政府委員 ほんの二、三點をお尋ねしたいと思います。まず最初にき

うよう案件になつております商工組合中

央金庫のことにについてお尋ねしますが、これと同じような関係にございま

す農林中金と商工中金を比較いたして

みますと、農林中金は非常に市中銀行に対して強い力を持つ。ところが商工中金は大へんに弱い。その原因が一体

どこにあるかと調べてみますと、商工中金の方はその資金源のほとんどが債券

によっておるわけございまして、債券による資金が大体七割程度を占めて

おる。ところが農林中金の方は米麦その他からの売り上げに関する預金が多

いですね。ところで、商工中金の方の債券を消化するところがどこかと調べてみますと、これが大体市中銀行にた

よっている率が非常に多い。従つて市中銀行ないしは十一銀行、つまり商工中金の資金源を作つておるところの

銀行の発言力が商工中金に大きくクローズアップされている。この結果はやがて、商工中金をたよりとしてここから

円以下の会社が開銀の資金を受けています。事例がござります。

○森山委員 過去といふのはいつごろですか。

○鈴木(義)政府委員 二十八年、二十

九年両方ござります。

○森山委員 具体的に何件ぐらいいざいましたか。

○鈴木(義)政府委員 私は実はその商工中金の過去のいきさつをよく知らないのですが、私の聞いておるところでは、

いたしましたが、大抵とてはこの傾向は

これによろしくお考えでございましそうか。ないしは、いけなければ何かこれに打つ手を考えていらっしゃる

でございましょうか、その点まずお尋ねしたいのでございます。

○石橋国務大臣 私は実はその商工中金の通りでありまして、ただ、ことし十

億円の出資をとにかくふやしたという

ことが、今手を打つた精一ぱいのところだ、こういうことがあります。

○加藤(清)委員 ところでその十億の内訳でござりますが、これは見せ金で肩

がわりしただけだ。金利の方は片方は

引き下げようとするのだけれども中小企業はますます累加されていくのを放

つしゃるなら何をか言わんやであります、同僚委員がこの点関連質問をされるとてござりますから、私はそれ

だけでも相当資金はふえることがあります。従つて債券発行の余裕があ

ります。従つてただ十億をストレートに貸すという意味ではないのであります。それは十億が債券発行の種になると

いうところにみそがあるわけあります。それが御承知の通りであります。

○加藤(清)委員 見せ金がみそだとお

なです。見せ金の十億くらいでしんばならないかというと、あなたが実際はふえるのじやないのです。次に、私

はなぜこういうことをお尋ねしなければなりません。見せ金の十億くらいでしんばせずに、何とかこの際手を打つて

いただけないものか、こう思ふわけなんです。これは与党とか野党とかいう

問題ではございません。

○石橋国務大臣 極端はともども、中小企業の金融はごく低利な、そ

して豊富な資金を回したいことはやま

やまでございます。今の商工中金の十億はなるほど今までの中小企業金融公

庫との貸借関係を振りかえたものであります。協調融資になつた結果は、県の保

証協会へ行つて保証をとつておるから、実は商工中金にどういう手を打つかという案は

私今持ち合せておりません。農林の方が非常に強い力を持つておられたが、た

まういうわけありますから、今は商工中金にどういう手を打つかという案は

おそれなかなかこれは難色がある

う。今まで貸してある分の肩がわりをするということだけのことであつて、実際

は、業界にとつても大臣のあなたにとつてもまことに遺憾千万だと思つてお

ります。ただ残念なことに——公庫の母法

の精神をよくわきまえた公庫の幹部の方々は非常によろしいのですが、惜し

むらくは手足を持つてしない関係上、

国民金融公庫や商工中金のように手足

で、それが期待はされになるの

精神をよくわきまえた公庫の幹部の方々は非常によろしいのですが、惜し

むらくは手足を持つてしない関係上、

のない関係上、窓口の業務を代理させているのでございますが、この代理店が母法の精神を忘れまして、自分の家の金と同じように考えて、これをこげつきに肩がわりしたり、あるいはこの公庫の金を自分の窓口の収支の材料にも入っているでしょう。私のときもの耳にも生きた実例がたくさん入っております。そこでこの問題について公庫の理事側ではこれは早急に改めますと言つておられますけれども、これは口契約に終つてしまつて、から手形になると考えるのでございます。なぜかならば、直接貸しをするとか、代理業務を公庫の手足でやらせるには予算がいることなどございます。そこで年度は一体大臣としてはこの窮状を救うためにどのような手立てを施されます。

○石橋國務大臣 御指摘のような弊害がある程度あるということは、これは今制度上おのずから想像ができるわけであります。できるだけ直接貸しをやりたいといふので、本年度からでも少し店をふやしまして、直接貸しができるように、そのため必要な理事も一名ふやすということで、中小企業金融公庫の法案を提出して御審議を願つておられるようになります。それから代理店等の問題については保証の方法によつてもう少し今までよりも円滑に金融が行われるよういたしたいと考えております。

○加藤(清)委員 本年度の予定についてはあらかじめ承わっておりますので、それは承知をいたしておりますが、これはほんの焼け石に水でござい

ます。十分なことはとうていできませんが、母法の精神を忘れまして、自分の家の金と同じように考えて、これをこげつきに肩がわりしたり、あるいはこの公庫の金を自分の窓口の収支の材料にも入っているという向きが非常にたくさんのあります。実例はおそらく大臣の耳にも入っているでしょう。私のときのもの耳にも生きた実例がたくさん入っております。そこでこの問題について公庫の理事側ではこれは早急に改めますと言つておられますけれども、これは口契約に終つてしまつて、から手形になると考えるのでございます。なぜかならば、直接貸しをするとか、代

理業務を公庫の手足でやらせるには予算がいることなどございます。そこで年度は一体大臣としてはこの窮状を救うためにどのように手立てを施されます。去年の六月をピークとして収へん倒産がばつぱつ現われております。その傾向が今現われつつあります。そのことは中小企業の安定法二十九条の発動もこれに加えてその勢いを一層助長させつあるようございますが、これに對して何らかの手を施す用意がありまますか。既成の金融機関の方にまかせ手を打とうとなさる気持がございましょうか。

○石橋國務大臣 いろいろ承知はして

おります。これは直接貸しとかなんとか申しましても、そう急にはスタッフの関係もありますし、中小企業金融公庫の活動をすべてわれわれの希望する

ように広げるということは、実際問題

として困難でありますから、これは当面の問題にすぐに何かうまい手があることをわれわれも希望いたしますが、

○石橋國務大臣 中小企業者が倒産をもこれに加えてその勢いを一層助長させつあるようございますが、これに對して何らかの手を施す用意がありまますか。既成の金融機関の方にまかせ手を打とうとなさる気持がございま

すが、これに加えてその勢いを一層助長させつあるようございますが、これに對して何らかの手を施す用意がありまますか。既成の金融機関の方にまかせ手を打とうとなさる気持がございま

すが、これに加えてその勢いを一層助長させつあるようございますが、これに對して何らかの手を施す用意がありまますか。既成の金融機関の方にまかせ手を打とうとなさる気持がございま

すが、これに加えてその勢いを一層助長させつあるようございますが、これに對して何らかの手を施す用意がありまますか。既成の金融機関の方にまかせ手を打とうとなさる気持がございま

すが、これに加えてその勢いを一層助長させつあるようございますが、これに對して何らかの手を施す用意がありまますか。既成の金融機関の方にまかせ手を打とうとなさる気持がございま

すが、これに加えてその勢いを一層助長させつあるようございますが、これに對して何らかの手を施す用意がありまますか。既成の金融機関の方にまかせ手を打とうとなさる気持がございま

すが、これに加えてその勢いを一層助長させつあるようございますが、これに對して何らかの手を施す用意がありまますか。既成の金融機関の方にまかせ手を打とうとなさる気持がございま

すが、これに加えてその勢いを一層助長させつあるようございますが、これに對して何らかの手を施す用意がありまますか。既成の金融機関の方にまかせ手を打とうとなさる気持がございま

すが、これに加えてその勢いを一層助長させつあるようございますが、これに對して何らかの手を施す用意がありまますか。既成の金融機関の方にまかせ手を打とうとなさる気持がございま

ます。十分なことはとうていできませんが、母法の精神を忘れまして、自分の家の金と同じように考えて、これをこげつきに肩がわりしたり、あるいはこの公庫の金を自分の窓口の収支の材料にも入っていると考えています。そこでこの問題について公庫の理事側ではこれは早急に改めますと言つておられますけれども、これは口契約に終つてしまつて、から手形になると考えるのでございます。なぜかならば、直接貸しをするとか、代

理業務を公庫の手足でやらせるには予算がいることなどございます。そこで年度は一体大臣としてはこの窮状を救うためにどのように手立てを施されます。去年の六月をピークとして収へん倒産がばつぱつ現われております。その傾向が今現われつつあります。そのことは中小企業の安定法二十九条の発動もこれに加えてその勢いを一層助長させつあるようございますが、これに對して何らかの手を施す用意がありまますか。既成の金融機関の方にまかせ手を打とうとなさる気持がございま

すが、これに加えてその勢いを一層助長させつあるようございますが、これに對して何らかの手を施す用意がありまますか。既成の金融機関の方にまかせ手を打とうとなさる気持がございま

これから借りてきて設備改善をやつしていくのです。どこかからじゃないのですよ。この中小企業の金融公庫からちゃんと借りられるようになつてゐるのです。事実そういうところでは借りてきて直したところがありますよ。ただしこれは公庫の本部の人が悪いというわけじゃないのです。公庫の本部の人は窓口から言うてきたから、額面通り受け取つて渡すのですから、公庫の本部の人が悪いのじゃない。ただ国際觀光の看板をかけたものには貸せるということになつておるのです。そこへ貸すだけの親心があるならば、一般大衆の娯楽場であり、この娯楽場は衛生設備を完備しなければならないということを政府みずからがここへ指令しておる以上、当然ここへはまず優先的に貸したって罰は当らぬと思うわけなんです。どこから借りてきているのじゃない。公庫から借りてきてる。だからそのワクに入れる意思はありますか、ありませんか。

○石橋國務大臣 政府の持つておる機械あるいは建物をスクラップにまわす、あの問題ですね。これは今事務的に大蔵省と案を立てて、あれはそのねらい下げ値段の問題で会計検査院の方とあります。これは今事務的に問題がありまして、何か特別の立法を要するようあります。それがないと、一応帳簿価格にある値段があるみのを、それよりも安くてもかまわぬ、スクラップで売ってしまうということができないという話であります。そこで今その事務的な折衝をして案をまとめておるところであります。

○加藤(清)委員 その件について、立法措置をしなければスクラップ・ダウンができないということは、大臣ももう御承知の通りでございますが、これは大臣の選舉前の公約なんです。中小企業に対しては百五十倍の指數によつて払い下げるをするのだ。しかし大企業にはこれをスクラップ・ダウンするのだ、これのおかげで政府みずからにも時価相場との間に大きな矛盾が起きてくると同時に、中小企業としては、今古い機械でやむなく、資金がないおかげで、これをしんぼうして使っておりますが、そのためには中小企業に下請に出した場合にはりっぱな製品ができるないという非難を受けている矢先なんですね。従つて大臣のスクラップ・ダウンされるというあの意思是はまことにつけたところなんです。あれは中小企業は非常に歓迎したことなんです。だから早急にやつてもらわなければならぬことです。ですが、この立法措置というものは

すでに大蔵省の方では決議になつてゐる。そこで簡単なごとく簡単にいくと思います。問題は向うは金融の専門で、向うは何でも多く売ればいいという考え方を持つておられるようです。事実です。あの第二課課長を呼んで聞いてごらんなさい。必ずうそになりますから……。それではせつなぐの機械が年式が古くなつてしまつて、宝の持ち腐れになり、その宝の少しにハトのふんが乗つたり、あるいは水浸しになつて、スクランプにするに困難な状況に今進行しつつあるのだ、一刻も早く、あなたの公約を実行されることは、中小企業のみならず、国家の経済にとってもプラスになる、こうゆうわけですね。そこでいつころまでにそれができますか、早急にやるというお話をございましたが、今会期中にできますか。もしできるとするならば、頗るわくばすでに話も出でることと存りますが、スクランプ・ダウンをする場合に、法律が規制する場合に、中小企業の出す今の古い機械の目方と、払下げになる機械の目方、目方目方でやられるということが一番合理的で、一番簡単にいくことだ、早期に解決できることだ、私はさように考えておりました。その目方と目方の率をどのようにするかは別問題で、これは事務当局に置をされるが、その時期は一体いつであるか、これを承わりたい。

常に急いで、今早く案を作るようにせよ
促をしておるところであります。むしろ
んこの国会中にこれは間に合せるつ
りで現在おります。
それから今の方自方でやるとい
のは、これは技術的な問題であります
から、その通りにいたしますとどうよ
うなお約束もここではできかねると田
島ですが、できるだけ御希望に沿うよ
うに、私どもとしてはできるだけ中止す
企業に安い機械を回したい、それから
またもう使えないものは早くスクラン
ブにしたいという念願でありますよ
うら、それで督促いたしております。
○八木(昇)委員 ちよつと一つだけお
け……。先ほど加藤委員の御質問の中
で、中小企業金融公庫の直接貸しの問
題が出ておりましたが、これに関連して、
中小企業金融公庫から金を借りよ
うという場合には、まず企業診断が必
要だ。そして市中銀行の信用その他を考
討する。それに相当な時期を要する
が借りられる段取りになるまでは、非
常な長期の期間を要する。それで借り
るに至るまでのいろいろな条件につい
ては、一応させておくといたしまして
も、タイムリーに金を借りることがで
きないということが、かねがね非常に
言われておる。おそらくこの委員会で
も、從来そういったことのいろいろな
意見があつたろうと思う。それで直ち
に直接貸しというようなことはなかなか
できないとしても、こういう非常
に時期的なズレを要するような問題に
ついて、今後どういうふうにやつてい
くかということについて、具体的に

ういうふうにしたいということを承りたいと思うのです。できるだけそぞういうことにならないよう、スピードアップができるよう努めますといふようなことではなくて、何らかの具体策をきめてもらいたい。そういう具体的な策についてお伺いいたしたい。
これと関連してもう一つですが、私どもは実は労働金庫の理事長などをやつておる。その場合に担保物件も十分にある。それから大体企業としてはうまくいっておるのだけれども、年末であるとか、あるいはお盆の時期であるとかいうことで、ごく短期間金繰りがうまくいかない、こういうふうな関係で労働者に対する貸金の遅延記が出て来る。こういうふうな場合に、中小企業の経営者が、事もあるうに労働金庫に金を貸してくれというて申し込んでくる例は今非常に多いわけです。そこで労働者の積み立てた零細の金を中小企業経営者が借りる。もちろんこれは労働組合が借りるので、会社が担保物件その他について保証措置をする、あるいは社長個人の保証というような格好にして、金を貸してくれといふようなことが非常に多いわけです。それというのも今の中小企業金融公庫にしても、あるいは商工中金にしても、とにかく急を要する場合の金の用立てというのにとても間に合わぬ。こういうようなことで非常に多く問題が持ち込まれておるような現状でありますので、労働金庫あたりは労働者が益を前にして金がもらえるようにおるというようなことから、やむを得ず法の許される限界において、何らかの措置をしておるようなところもおそらくあるのでなかろうかと思う。そういうった事情

もありますので、この際具体的な方策についてお伺いしたい、こう思ひます。

○石橋國務大臣

どうも金融機關が一

般に調査等に手間をとつて、お説のようないムリに貸し出しができないことは、これは一般的の弊害であります。しかしこれは手続をなるべく簡素にしてやるということ以外に道はないのであります、中小企業金融公庫の方ではさように指令をいたしておまじで、窓口から来たものは本部においてはこれを即座に承認するという

べきです。なお一つ検討いたしまして、できればやりたいと思ひます。

○首藤委員長代理

内田君

正、それと商工中金法の改正がかかることがあります。大蔵委員会の方に国民金融公庫法の改正もかかっておりま

けれども、これは事によると予算の修正を伴うような修正案を出さなければならぬことになる案件がどちらとも思ひますので、私は一つほかの委員の方にもよく理解を得たい意味で、筋を立てて詳しく石橋通産大臣にお伺いいたしたいと思います。

今までの御説明によりますと、石橋通産大臣は中小企業金融といふものは非常に苦しい状態にあるから、中小企業はわが国産業の非常に多くの分野にわたり、また国民の生活をささえておるのであるから、金融についても十全の措置を講ずるということを、しばしばいろいろの機会におっしゃつておるのであります、先般來御説明がありましたが、今回の政府の投融資計画におきましては、昨年の投融資実績に比べまして、中小企業金融公庫に対しましても、また国民金融公庫に対しましても、政府からの投資または資金運用部等からの融資もその絶対額は減

うことがありますが、商工中金の方は相当地早く手続ができるつもりであります。

○八木(昇)委員 今のような抽象的な御答弁は、おそらく今まで前政府時代からいろいろあつたのだろうと思う。

それでもっと技術的に検討せられて、そういう希望を持つていいわけですかをこの際お伺いいたします。

中小企業金融公庫に對して百五億円供給されたけれども、本年はこれが十億円減つて九十五億円しか出されていな

いというよなことになります。小企業金融公庫だけをとりまして、小企業金融運用部におきまして十億円、資金運用部におきまして十億円、資

金公庫の方は、これは大蔵委員会の所管になっておりますが、これも同様であります。一般会計から出資額は昨年同様二十億でありますけれども、資金運用部からの資金供給額は昨年九十一億に対して本年は八十五億で六億減つておるのであります。国民金融公庫の方は、これは大蔵委員会の所

管になっておりませんが、これらも同様であります。

金の出しで出資料によつても、金融債の発行が行き詰まるのであります。これはどうしてもやらなければならぬことで、特別の措置でも何でもないことです。特別の措置でも何でもない。そこで先般大臣から商工組合中金運用部に対する御意見ですが、その点をまずはつきりお伺いしたい。

○石橋國務大臣 その商工中金の問題は、實際にうとまことにややこしい話がありまして、これは出資をする、し

かかりませんが、中小企業金融公庫から借りているものの振りかえでもよろしく、どうしても政府出資をしてもらいたい、そうすればお話をよう見せ金といふのが正しいかどうか知りませんが、中小企業金融公庫から借りているもの振りかえでもよろしく、どうしても政府出資をしてもらいたい、そうすればお話をよう見せ金といふのが正しいかどうかあります。

この十億円は、さつき社会黨の加藤君から質問がありました。それにに対する答弁がはつきりしないのであります。

が、一般に伝えられるところによるところが十億円は、さつき社会黨の加藤君から質問がありました。それにに対する答弁がはつきりしないのであります。

この十億円は出資ではあるけれども、他の面において中小企業金融

企業金融公庫法の一部を改正する法律の提案理由の御説明によると、「第五

四条の第四項の改正」ということでお述べになつておるのであります。

今回所要の改正法を提案したといふことをお述べになつておるのであります。

す。それは中小企業金融公庫法の三十一条の第四項の改正とすることでお述べになつておるのであります。

企業金融公庫法の一部を改正する法律の提案理由の御説明によると、「第五

四条の第四項の改正」ということでお述べになつておるのであります。

す。公庫の商工組合中央金庫に対する法定貸付金の返済期限は本年八月に到来するのであります。

するが、同金庫の資金繰り

り状況にかかるがみ、これを政策で定め

つております。商工組合中央金庫に対する法定貸付金の返済期限は本年八月に到来するのであります。

するのであります。

つゝきの質問や、また商工組合中央金庫

の心配とか、あるいはわれわれが伝え

きます。なお一つ検討いたしまして、できればやりたいと思ひます。

○内田委員

中小企業金融公庫法の改正がかかることがあります。大蔵委員会の方に国民

金融公庫法の改正もかかっておりますが、その点をまずはつきりお伺

いきます。なわち二百億円まで金融債発行の余力を得ること、これは確かに言えます。

これはいいことにも悪いこともあります。

やしくも商工中金に金融債の発行を認めまして、そして資金運用部もその五億円減つておるのであります。国民金融公庫の方は、これは大蔵委員会の所

管になっておりませんが、これも同様であります。

金の出しで出資料によつても、金融債の発行が行き詰まるのであります。

これはどうしてもやらなければなりませんが、その点をまずはつきりお伺

いきます。

中金の出資をやさない限り、商工中

金の出資で出資料によつても、金融

債の発行が行き詰まるのであります。

これをどうしてもやらなければなりませんが、その点をまずはつきりお伺

いきます。

合二十六億が、中小企業金融公庫と國

民金融公庫で減つておるのであります。

それに対しまして石橋通産大臣

は、商工組合中央金庫法の改正によつて十億円の出資をふやしておる、それ

で十分なりをぬぐつておるということ

をしばしば御説明になつておられます。

そこで問題が始まるのでありますけれども、私はまずこの商工中金に対する

をしばしば御説明になつておられます。

そこで問題が始まるのでありますけれども、私はまずこの商工中金に対する

をしばしば御説明になつておられます。

そこで問題が始まるのでありますけれども、私はまずこの商工中金に対する

をしばしば御説明になつておられます。

そこで問題が始まるのでありますけれども、私はまずこの商工中金に対する

をしばしば御説明になつておられます。

そこで問題が始まるのでありますけれども、私はまずこの商工中金に対する

をしばしば御説明になつておられます。

そこで問題が始まるのでありますけれども、私はまずこの商工中金に対する

をしばしば御説明になつておられます。

体ここに書いたことはうそであるか、だますのわれわれをだまされるのか、だますの

あれば、この説明をもう一べんやり問題に移ります。

直して、十億円出資をするけれども、これは別の手において十億円は取り上げるんだ——法律第三十三條の修正は何か期限付になつておりますが、この期限を現在はたしかこう書いてある。

第三十四条の第四項に、商工組合中央金庫は、公庫の成立の日から二年をこえない期間内において、政令で定める

日までに、中小企業金融公庫からの借入金を返さなければならぬと書いてある。この二年をこえない期間というの

は、ことしの八月でくるはずです。これをあなたの方の今度の改正案は抜粋するのでありますから、もし十月に返さ

れる。この二年をこえない期間というの

は、ことしの八月でくるはずです。これをあなたの方の今度の改正案は抜粋す

る。この二年をこえない期間というの

は、ことしの八月でくるはずです。これをあなたの方の今度の改正案は抜粋す

る。この二年をこえない期間というの

は、ことしの八月でくるはずです。これをあなたの方の今度の改正案は抜粋す

る。この二年をこえない期間というの

は、ことしの八月でくるはずです。これをあなたの方の今度の改正案は抜粋す

だけをはつきりさせまして、次の債券

が、債券は商工中金の発行する債券、いわゆる金融債であります。しかも

商工中金の発行する債券は、資金運

用部の援助がなくては、自分だけのぬきみでは一般市場の引き受けができる

いのであります。資金運用部からの

引き受けを同時に求めて、抱き合せ

で発行を今までいたしておったのであります。ところでその政府の授融資

計画における金融債の引き受け計画

は、先般お尋ねしたように、昨年度

は百九十九億円ありましたのが、本年

度は百七十億円へ減つておるのであり

ます。それが金融債を発行するかとい

うことになりますと、私の存じておる

ところでは、長期信用銀行、それから

農林中金、商工中金と、この四者であつたと思ひます。従つて今

の大臣のお言葉からすれば、金融債の

政府引き受けの総額は百九十九億から百

七十億に減つておつても、商工中金は

金繰りが苦しいから、その割合には資

金運用部の引き受け分を減らさないと

ません。それから商工中金が債券発行等によつて資金ができますれば、中小

企業金融公庫だってやはり金はほしい

ます。この金を返さなければならぬ

ようにせられたい。この金を返さなければ

ならない。これが金繰りの關係上延期すると言われる以上は、ほん

とうに延期していただきたい。そこをも説明においても、これは金繰りの関

係上延期すると言われる以上は、ほん

とうに延期していただきたい。そこを

も説明においても、これは金繰りの関

係上延期すると言われる以上は、ほん

とうに延期していただきたい。そこを

も説明においても、これは金繰りの関

係上延期すると言われる以上は、ほん

とうに延期していただきたい。そこを

まりませんが、この決意をせひ貫いていただきたいのであります。

それからその次に伺いたいことは、

にかかるわらず昨年度通り二十四億はせひ確保したいと考えております。現

にこの四月、五月におきましても二億

ずつを引き受けでもらつてあります。

この配分の率はまだ最終的にきまつて

おりませんけれども、われわれとして

は、全体の減額にかかわらず、少くとも商工中金については昨年度通り二十

四億を引き受けでもらいたいといふ

うに努力するつもりであります。

○内田委員 それは総額が減つたのでありますから、昨年度通り二十四億確

保するということとは私はなかなか困難

だと思いますが、しかしさつきも話が

出ました農林中金等と違いまして、農

林中金はなぜあんなに楽であるかとい

うことは、これは石橋大臣も御承知の

事

事ではありませんが、この辺いかがであります。

○石橋國務大臣 事務的にはどうか知

りませんが、私は配当をとるなどとい

うことはむろん考えておらないのです

が、その辺いかがであります。

○内田委員 大へんいいお考えです

が、今度のたとえば中小企業金融公庫

法などの改正を見ますと、委員のだれ

が譲んでもわからぬようなこまかい規

定ばかりたくさんあるが、しかしこの

四十九条の配当をとること、昭和二十

七年三月までは政府がとらない配当を

が譲んでもわからぬようなこまかい規

定ばかりたくさんあるが、しかしこの

「首藤委員長代理退席、委員長着席

席」

これは私は政府が忘れられたのかある

いは忘れられたのでなければこのぐら

いのことは、今度の十億出資に伴つて

この四十九条の恩典は見てやるべき

だ。あるいは政府としてはやりにく

いから委員会修正等でやつてももらいたい

といふ御意思ならやろうと思ひます

が、その辺いかがであります。

○石橋國務大臣 事務的にはどうか知

りませんが、私は配当をとるなどとい

うことはむろん考えておらないのです

が、その辺いかがであります。

○内田委員 われわれもぜひその

よろしくお願いいたさなければならぬことでありますから、ここで議論をしても始

め

ます。

○内田委員 ところが農林中金のこと

年二月末には一兆六千二百九十九億、差し引きますと千五百八十八億つまりこれは十一ヵ月ですから、一月足りませんで、三月末当時の比較ではあります。その間に約千五百億ふえておる、こういうことが言えると思う。そうしますと、先ほど説明のありました、三十年度においては二千二百十一億必要だということから、大ざっぱにいって、約七百億だけ二十九年度以上に三十年度は多く資金源がなければならぬわけです。それについて一體当局はどういう見通しを持っておられるか、その点を伺つておきます。

○記内政府委員 経済審議庁におきまとして本年度の資金需要の増加の貸し出し増の予定は、約四千九百億増加といふように見込んでおります。去年の貸し出し増の中で約四千九百億近くのものが中小企業向けとなつておりますので、それで先ほど御指摘になりましたように、本年度の不足資金二千二百億の中でも、約二千億近くのものが市中から借り入れができる。結局残額約二百億が市中銀行以外のもの、たとえば政府資金あたりから導入しなければ足りなくなるというような計算が一応出ておるわけでござります。

○小平(久)委員 どうもその説明では納得できません。そうすると、二十九年末と三十年二月末と、この両者を比較しますと、一般銀行における中小企業向けの融資の増加といふものは、わざかに七億程度しかない。これは長官も御承知だと思います。そういう状態であつて、今度は中小企業専門の金融機関と称すべき商工中金あるい

は中小公庫、国民金融公庫、これらに

といふものを、そういう全産業に対す

る金融と同じように考えておられるこ

とは、私は根本的に違うと思う。これ

は用意がないようですが、この二千二

百億からの足らぬ分を、「一休金融機関

つた状態でありますから、これに商工公庫が御承認の通り、本年三十年度の貸出資金といふものは二百四十五億、国民金融公庫の方が四百六十二億、こうい

うものは貸しようがないと思うのです。この点どう思いますか。

○記内政府委員 詳細はいずれ文書でお配りいたしまして詳しく御説明申し上げるつもりでございますが、一応の計算といたしましては、資金不足が今申し上げたように二千二百億であると

いう計算に相なっております。これが

それを金融機関別に、どこから大体どの程度資金が出るかということを、当

然はつきりすべきだと思うのであります。一方それがわからぬので、われわれも非常に困る、また大臣の施策上も困ると思いますから、一つ大臣におかれても頭に置いて、ぜひしっかりし

たものをこの委員会に出してください

たいと思います。

○田中委員長 お詫びいたします。木

材利用の合理化に関する小委員長中崎敏君より、次回の小委員会に木材利用の合理化対策等について参考人より意見

を聴取したい旨の申し出があります。

小委員長の申し出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めさよう決します。

なお参考人につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

次に委員田中武夫君より計量法等の一部を改正する法律案について、参考人を招致し、その意見を求めるいとの

申し出がありますが、その通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

なおその氏名、日時等については委員長に一任するに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めそのように決定し、委員長においてかかるべき取り計らいます。来たる二十四日火曜日前十時より午後零時五十六分散会

会議を開くことなし、本日はこれを

もって散会いたします。

午後零時五十六分散会

昭和三十年五月二十五日印刷

昭和三十年五月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局